

## 和歌山県福祉用具専門相談員指定講習事業者指定事務等実施要綱

### (目的)

第1 この要綱は、介護保険法施行令（平成10年政令第412号。以下「政令」という。）第4条第1項第9号の規定による福祉用具専門相談員指定講習事業者（以下「事業者」という。）の指定及び当該事業者が行う福祉用具専門相談員指定講習（以下「講習」という。）について、政令、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）、介護保険法施行規則第22条の33第2号の厚生労働大臣が定める講習の内容（平成18年3月厚生労働省告示第269号）及び福祉用具専門相談員について（平成18年3月31日老振発第0331011号）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

### (指定の要件)

第2 知事は、次の要件を満たすと認められる場合、事業者として指定することができるものとする。

#### (1) 事業者に関する要件

ア 次の（ア）から（ウ）のいずれかに該当すること。

（ア）県内に所在する地方公共団体、行政機関、公立高等学校又は法人格を有する者。

（イ）県内に所在する法人格を有しない団体であって、次に掲げる内容をすべて満たす者。

a 代表者及び団体の組織運営について会則が定められ、運営に関する責任関係が明確に定められている。

b 団体の会計が適切に処理されている。

c 福祉・保健分野において相当の活動実績を有し、講習事業を行うことにより福祉・保健分野における貢献が十分期待できる。

（ウ）県外に所在する法人格を有する者であって、次に掲げる内容をすべて満たす者。

a 県内事業所に専従の職員が常駐し、随時、受講者等からの問い合わせに対応できる体制である。

b 県内事業所において、講習に必要な人材、物品が確保できる。

c 県内事業所において、講習に関する事務を行い、記録が作成され、適切に管理される。

イ 次に掲げる業務を適正に履行できると認められること。

（ア）修了者名簿の作成及び知事への送付

（イ）申請事項に変更があったとき又は休止、廃止、再開の知事への届出

（ウ）知事が、講習事業に関する情報の提供、当該事業の内容の変更その他の指示を行った場合に、当該指示に従うこと。

ウ 事業者は、事業を適正かつ円滑に実施するために必要な事務能力及び事業の安定的運営に必要な財政基盤を有するものであること。

エ 講習事業の経理が他の事業の経理と明確に区分され、会計帳簿、決算書類等事業の収支の状況を明らかにする書類が整備されていること。

オ 事業者は、事業運営上知り得た受講者に係る秘密の保持について、十分な措置がなされ

ていること。

カ 次に掲げる事項のいずれにも該当しないこと。

(ア) 介護保険法（平成19年法律第123号。以下「法」という。）又は政令の規定により指定を受けた介護サービスの事業者の指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(イ) 知事又は他の都道府県知事により政令第4条第1項第9号に規定する事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(ウ) 知事又は他の都道府県知事（政令指定都市及び中核市の長を含む。）により、次に掲げるいずれかの研修事業者としての指定を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

a 「難病特別対策推進事業について」（平成10年4月9日健医発第635号厚生省保健医療局長通知）の別紙「難病特別対策推進事業実施要綱」第8の4の（6）に基づき指定を受けた難病患者等ホームヘルパー養成研修事業者

b 「居宅介護従業者養成研修等について」（平成19年1月30日障発第0130001号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）に基づき指定を受けた居宅介護従業者養成研修等事業者

c 政令第3条第1項第2号に基づき指定を受けた介護員養成研修事業者

(エ) (ア) から (ウ) までに定める取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に当該事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(オ) 講習事業者指定申請書の代表者が、次のいずれかに該当するとき。

a 法に基づき罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者であるとき。

b (ア) から (ウ) までのいずれかに該当する法人等において、当該取消しの理由となった事実があった時点又はその事実が継続している間にその代表者であった者で、当該取消しの日から起算して5年を経過しない者であるとき。

c (エ) に規定する期間内に事業の廃止の届出をした法人等（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の代表者であった者で、当該届出日から起算して5年を経過しない者であるとき。

(カ) 事業者の役員またはその事業所等を代表する者（以下「役員等」という。）が暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団をいう。以下同じ。）の関係者（以下「暴力団関係者」という。）であると認められるとき。

(キ) 暴力団又は暴力団関係者が運営に実質的に関与していると認められるとき。

(ク) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用していると認められるとき。

(ケ) 役員等が、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係者が経営若しくは運営に実質的に

関与している法人等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(コ) 役員等が、暴力団又は暴力団関係者と密接な関係を有していると認められるとき。

(サ) (ア) から (コ) に掲げる場合のほか、申請者が、福祉用具専門相談員指定講習、介護員養成研修等又は介護サービス等の事業において、基準違反に関する改善勧告、改善命令その他行政処分を受け、その内容についての改善がなされていない者であるとき。

## (2) 事業内容に関する要件

ア 講習が、年1回以上、別紙第1に定める講習課程及び別紙第2に定める指針の内容に従って開催されること。

イ 講師が実際に講義及び演習を行う講習であること。

ウ 講習に関しては、次の要件を全て満たしていること。

(ア) 別紙第3の要件を満たす適切な人材が確保されていること。

(イ) 一の講習について3名以上の講師で担当すること。

(ウ) 講習を担当する講師については、講師1名につき、受講者がおおむね50名を超えない程度の割合で担当すること。

(エ) 講習を実施するために必要な物品及び定員1人当たり1.65㎡以上の広さを有する適切な会場が確保されていること。

(オ) 病気等の理由により、当日の講師が担当できなくなる場合に備え、代替講師の確保や予備日の設定等の準備ができること。

(カ) 受講者に講習内容を明示するため、少なくとも次に掲げる事項を明らかにした運営規程を定め、公開すること。

- a 開講目的
- b 講習の名称
- c 事業所の所在地
- d 講習期間
- e 講習課程
- f 講師氏名
- g 修了評価の実施方法
- h 講習修了の認定方法及び欠席した場合の取扱い
- i 年間の開講期間
- j 受講手続き
- k 受講料（補講等を含む。）等受講に際し必要な費用の額
- l その他必要な事項

## (3) 修了評価に関する要件

ア 事業者は、全科目終了時に修了評価を実施するものとする。修了評価は講習修了者の質の確保を図る観点から厳正に行うこと。

イ 修了評価は以下の要件を満たすこと。

(ア) 別紙第2に定める「到達目標」に沿って各受講者の知識・技術等の修得度を評価す

るものであること。

(イ) 筆記試験により1時間程度実施するものであること。

(ウ) 試験は7割以上を合格基準とし、不合格者には合格基準を満たすまで再試験を行うこと。

(エ) 修了評価に要する時間はカリキュラムの時間数には含めないこと。

(オ) 評価の難易度は福祉用具専門相談員の入口に位置する講習であることから、「列挙できる（知っているレベル）」「概説できる（一通りの概要を説明できるレベル）」であること。

(カ) 「到達目標」に示された知識・技術等の修得が充分でない場合には、事業者は必要に応じて補講等を行い、到達目標に達するよう努めること。

(4) 修了期間に関する要件

別紙第1に定める講習課程及び修了評価については、2か月以内に修了するものとする。ただし、これによることが困難な特別な事情があり、一の講習の課程としての継続性が維持できると認められるときはこの限りでない。

(5) 受講料等に関する要件

受講料等の額が、講師謝金、会場使用料等の実費を勘案した適切な額であること。

(受講者の募集)

第3 受講者の募集について、指定後講習実施前に適切な期間において、公募により行うものとし、一定の団体等に所属する者に限定して募集してはならない。また、希望者には講習を公開し、見学等を実施すること。

2 講習を実施するに当たっては、次の事項について募集案内等に記載すること等により、受講希望者に対して周知を行うものとする。

(1) 政令第4条第1項第1号から第8号までに規定する者については、本講習を受講しなくても福祉用具専門相談員として指定福祉用具貸与事業所、指定介護予防福祉用具貸与事業所、指定特定福祉用具販売事業所及び指定特定介護予防福祉用具販売事業所で勤務することが可能であること。

(2) 受講料等受講に際し必要な費用の額及び支払った後の返還の可否等金銭の収受に関すること。

(3) その他、講習の内容に関する重要事項

(本人確認)

第4 講習の受講申込受付時又は初回の講義時、受講者に対して本人確認を行うものとする。

(1) 確認の方法

受講者に対し次のいずれかの公的証明書の提示を求め、事業者において、受講申込書等に記載された氏名と、当該公的証明書に記載された氏名が同じであることを確認すること。

ア 戸籍謄本、戸籍抄本又は住民票

イ 住民基本台帳カード

ウ 在留カード

- エ 健康保険証
- オ 運転免許証
- カ パスポート
- キ 年金手帳
- ク 国家資格の免許証又は登録証

(2) 確認の際の留意点

ア 当該確認は、講習の受講申込等を行った者が本人であるかどうかを公的証明書により確認する趣旨であるため、受講申込書等に記載された現住所と公的証明書の住所が同一であることまで求めるものではないこと。

イ 本人確認を行う際には、受講者に過度の負担をかけないように留意するとともに、家庭内暴力の被害者等の方に配慮すること。

(補講の実施)

第5 事業者はやむを得ない事情により講習を欠席した者に対し補講を行うこと。この場合において、補講の実施方法は、次のとおりとする。

- (1) 講義科目の補講は、当該事業者の実施する当該科目の代替受講、個別指導、又はレポートの提出とする。演習科目の補講は、当該事業者の実施する当該科目の代替受講又は個別指導とする。
- (2) 補講は、修了期間内に行うものとする。
- (3) レポートの提出による補講の実施は、当該課程時間数の1割を超えてはならない。

(指定申請手続等)

第6 指定の申請

事業者の指定を受けようとする者（以下「申請者」という。）は初回の講習の募集を開始する60日前までに、次に掲げる事項について、事業者指定申請書（別記第1号様式）及びその添付書類を提出しなければならない。

- (1) 講習事業者指定申請者の名称及び代表者職氏名
- (2) 主たる事業所の所在地及び講習事業を実施する事業所の所在地
- (3) 講習事業の名称
- (4) 運営規程（別記第2号様式）
- (5) 講習課程（別記第3号様式）
- (6) 年間事業計画表（別記第4号様式）及び各講習ごとの日程表（別記第5号様式）
- (7) 講師一覧表（別記第6号様式）
- (8) 講師履歴書（別記第7号様式）及び保有する資格等の証明書の写し
- (9) 講師承諾書（別記第8号様式）
- (10) 講習講義室及び演習室使用承諾書（別記第9号様式）
- (11) 収支予算及び向こう2年間の財政計画
- (12) 定款、その他基本約款（原本証明したもの）
- (13) 登記事項証明書（法人の場合のみ）

- (14) 申請者の資産状況を明らかにする書類
- (15) 申請者の前年度の決算書
- (16) 誓約書（別記第10号様式）
- (17) 募集案内等受講希望者に提示する書類
- (18) 修了証明書及び携帯修了証明書見本（別記第11号様式）
- (19) 筆記試験問題、解答用紙及びその模範解答集

## 2 指定の決定

- (1) 知事は、申請書を審査の上、指定の決定をしたときは申請者に通知するものとし、指定をしない決定をしたときは理由を付してその旨通知するものとする。
- (2) 知事は、申請者からの申請に係る指定の要件の審査を行うために必要な調査や助言・指導を行うことができる。

## 3 年間事業計画の提出

- (1) 事業者は、年度ごとに、その年度における初回の講習の募集を開始する30日前までに、次に掲げる事項について、年間事業計画書（別記第12号様式）及びその添付書類を提出しなければならない。

- ア 運営規程（別記第2号様式）
- イ 講習課程（別記第3号様式）
- ウ 年間事業計画表（別記第4号様式）及び各講習ごとの日程表（別記第5号様式）
- エ 講師一覧表（別記第6号様式）
- オ 講師履歴書（別記第7号様式）及び保有する資格等の証明書の写し（事業者指定申請時等に届け出ていない講師がいる場合のみ提出。）
- カ 講師承諾書（別記第8号様式）
- キ 講習講義室及び演習室使用承諾書（別記第9号様式）
- ク 募集案内等受講希望者に提示する書類

- (2) 事業者は、年間事業計画に基づき講習を実施しなければならない。

## 4 変更の届出

- (1) 事業者に関する事項

事業者に関する事項について変更があった場合には、事業者変更届出書（別記第13号様式）に関係書類を添付し、変更した日から10日以内に提出しなければならない。

- (2) 講習内容に関する事項

講習内容について変更する場合には、変更届出書（別記第14号様式）に変更後の関係書類を添付し、変更しようとする10日前までに提出しなければならない。

## 5 休止の届出

- (1) 事業者は、講習事業を休止する場合は、休止の決定をした日から10日以内に休止届（別記第15号様式）を提出しなければならない。

- (2) 講習事業を休止している事業者が、講習事業を再開する場合には、再開しようとする30日前までに、再開届（別記第16号様式）及び第3項第1号による年間事業計画を提出しなければならない。

## 6 廃止の届出

- (1) 事業者は、講習事業を廃止する場合には、廃止の決定をした日から10日以内に廃止届（別記第17号様式）を提出しなければならない。
- (2) 事業者が、休止の届出がなく連続する2事業年度にわたり講習を実施しなかった場合又は連続する2事業年度にわたって年間事業計画を提出しなかった場合には、廃止の届出があったものとみなす。

（実績報告書の提出）

第7 事業者は、毎事業年度終了後60日以内に、次に掲げる事項について、実績報告書（別記第18号様式）及びその添付書類を提出しなければならない。ただし、(6)については、各講習終了後30日以内に提出しなければならない。

- (1) 開催日時及び場所
- (2) 受講者数及び修了者数
- (3) 講習課程（別記第3号様式）
- (4) 講習日程表（別記第5号様式）
- (5) 講師一覧表（別記第6号様式）
- (6) 講習修了者の氏名、生年月日、住所、電話番号、修了年月日及び修了証明書の番号を記載した講習修了者名簿（別記第19号様式）の写し
- (7) 受講者出席簿（別記第20号様式）の写し
- (8) 講習における知識及び技術の修得状況評価書
- (9) 筆記試験結果一覧（別記第21号様式）の写し
- (10) 講習事業収支決算書

（修了証書の交付）

第8 事業者は、講習の全ての課程を修了した者に限り、修了証明書及び携帯修了証明書（別記第11号様式）を交付するものとする。

- 2 事業者は、講習修了者から、紛失、汚損又は破損による修了証明書の再発行申請があった場合、これに応じること。この場合においては、再交付である旨及び再交付日を余白に明記し、併せて修了者名簿にその旨記載すること。

（講習に関する書類の保存）

第9 事業者は、講習の実施に関する書類及び会計関係書類について、講習終了後3年以上保存すること。ただし、修了者名簿については永久保存とし、講習事業廃止後であっても第8第2項に係る証明書の交付を行うこと。

（事業者等への調査）

第10 知事は、事業者に対して、講習事業の実施についての報告及び関係書類の提出を求め、並びに実地に調査することができる。

- 2 知事は、事業者の講習事業に関して、講習担当講師等関係者に対し、講習事業の実施についての報告及び関係書類の提出を求め、必要と認めるときは実地に調査することができる。

(改善命令等)

第11 知事は、講習事業の実施等に関して適当でないと認めるときは、事業者に対して改善命令を行うことができる。

2 知事は、改善命令と同時に、改善が認められるまで、事業者に対して講習事業の中止を命じることができる。

(指定の取消し)

第12 事業者が、次のいずれかに該当する場合には、事業者の指定を取り消すことができる。

- (1) 事業者が、講習について、第2の指定の要件を満たすことができなくなったとき。
- (2) 事業者が、不正の手段により第6第2項の指定を受けたとき。
- (3) 事業者が、知事に対し、故意に、虚偽の内容を提出したとき。
- (4) 事業者が、第8第1項の規定に反して、講習の全課程を修了していない者に対して、修了証明書を交付したとき。

(聴聞の機会)

第13 知事は、指定の取消しを命じる前に、事業者に聴聞の機会を与えなければならない。

2 知事が指定を取り消す場合には、あらかじめ書面をもって事業者に通知するものとする。

(指定の公表)

第14 この要綱に基づき、事業者の指定の決定を行った場合及び指定の取消しを行った場合は、公表するものとする。

(その他)

第15 この要綱に定めのないものについては、別途知事が定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 和歌山県福祉用具専門相談員指定講習指定事務等実施要綱（平成24年施行。以下「旧要綱」という。）は廃止する。ただし、平成27年3月31日までに講習を開始するものについては、旧要綱を適用する。
- 3 事業者指定を受けようとする者は、本要綱施行日前であっても、指定申請を行うことができる。また、知事は、この申請があった場合には、施行日前であっても、指定の決定を行うことができることとし、当該指定は施行日以降にその効力を生ずる。
- 4 旧要綱により事業者指定を受けており、過去1年以内に講習事業を行った実績のある事業者は、福祉用具専門相談員指定講習事業者指定の際に第6第1項第12号、第13号、第14号及び第15号の書類の提出を免除する。

附 則

この要綱は、令和元年6月28日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年5月28日から施行する。